

## 「シンガポール：2010年度予算案」

～生産性向上を図り、国際的な競争力のある企業の育成に注力～

三菱東京UFJ銀行  
国際企画部CIBグループ

今回の予算案では「生産性・技術革新税額控除」の新設が発表された。従来の研究開発経費に加え、知的財産の買収・登記、自動化のための投資、労働者訓練の経費にも税額控除を適用する。また、外国人労働者雇用税が引き上げられる。

2月23日、ターマン・シャンムガラトナム財務相は、2010年度予算案を発表した。

今回の予算案では、今後10年を見据えて、経済の変革を図ることに主眼が置かれている。そのために技能・技術を向上させ、技術革新を図り、生産性を向上させる。

『今後10年間、毎年2～3%生産性を向上させる』ゴールが示されている。これが達成されれば、実質所得は現在より30%程度向上する。2010年度予算では、ゴール達成のために次の3つの分野に投資を行うことが示された。

1. **生産性の向上**…企業と社員が技術と専門性を深め、さらなる価値を創造するのをサポートする。
2. **国際的な競争力のある企業の育成**…企業が成長できる能力をつけ、研究開発成果を商業化に結びつける支援を行う。
3. **全てのシンガポール人を成長の輪に取り込む**…全ての人が個人の潜在能力を開花させる機会があり、より良い生活を楽しめる社会を築く。

本稿では、予算案のうち企業の投資に関係する施策について、焦点を当てて記載する。なお、予算案の詳細が記載されている「Budget Statement 2010」は次のサイトでみることができる。

[http://app.singaporebudget.gov.sg/budget\\_2010/default.aspx](http://app.singaporebudget.gov.sg/budget_2010/default.aspx)

## 1. 生産性の向上： 技能・技術向上、革新と経済のリストラクチャリング

政府は、今後5年間、毎年11億Sドル（約715億円）を生産性向上のための税制インセンティブ付与、トレーニング補助金に充当する。

### (A) 国家の努力を通じた「技能・技術の引き上げと企業の生産性向上」

#### (A1) 国家生産性・継続的教育協議会 【新設】

- ・ 政府は、高いレベルのメンバーによる国家生産性・継続的教育協議会を設立する。本協議会はテオ副首相が議長となり、政労使のメンバーで構成される。協議会は、技能・技術引き上げと企業の生産性向上を活性化し、継続的な教育・トレーニングが行われること、政府の様々な機関が民間企業・労働者・組合と緊密に連携すること、を監督する。

### (B) 人材への投資

#### (B1) 継続的な教育・トレーニング・システム (CET=Continuing Education and Training System) の拡大 【強化】

- ・ 政府は、CET に今後 5 年間に 25 億 S ドル（約 1,625 億円）を投じる。
- ・ 既存の CET は社会人向けとし、若い世代向けには一流の教育システムを提供する。これにより、次の世代がより複雑な業務に対応することができ生産性を向上させることが可能になる。

#### (B2) 勤労福祉訓練スキームの導入 【新設】

- ・ 政府は、勤労福祉収入補助スキーム (Workfare Income Supplement [=WIS] Scheme) を補完するために、3 年間の勤労福祉訓練スキーム (Workfare Training Scheme=WTS) を導入する。
- ・ WTS は、「給与額の低い従業員がトレーニングに参加した場合、欠勤期間の給与およびトレーニング参加費の 90~95%を補助する」、「トレーニング終了時の 400S ドルを上限とする現金を支給する」、「失業者を含む技能・技術が低い労働者に計画的な訓練プログラムを提供する」ことから成る。

#### (B3) 勤労福祉収入補助 [WIS] スキームの強化 【強化】

- ・ 政府は以下の通り、WIS スキームを強化する。
- ・ WIS 支給額の上限を 150~400S ドル（約 9,750~2 万 6,000 円）に増加させる。高齢者への支給額を多くすることで、労働参加を促す。
- ・ 支給対象を月額所得 1,500S ドル（約 9 万 7,500 円）以下の労働者から 1,700S ドル（約 11 万 500 円）以下の労働者に拡大する。

### (C) 技術革新、生産性向上のための企業の投資のサポート

#### (C1) 「生産性・技術革新」税額控除 (Productivity and Innovation Credit) 【新設】

- ・ 現在、研究開発 (R&D) の経費のみ 150%まで追加の税額控除の対象となっている。今回、よ

り広い範囲をカバーする「『生産性・技術革新』税額控除」を導入する。

- ・ この税額控除は、技術革新バリュー・チェーンの6つの活動をカバーする。6つの活動とは、「シンガポール国内で行われる研究開発、知的財産の買収、知的財産の登記、シンガポール国内におけるデザイン業務への投資、自動化のための機器・ソフトウェアへの投資、労働者の訓練」である。
- ・ すべての企業の活動について、上記の費用に該当する場合、税額控除の対象となる。対象となる費用の250%を課税所得から控除することができる。本控除は、賦課年度2011年（※）から賦課年度2015年まで適用される。

※注：賦課年度2011年とは、2010年に終了する事業年度に対する課税である。

- ・ 「生産性・技術革新」税額控除の詳細は以下の通り。

#### (C1-1) シンガポール国内で行われる研究開発についての税額控除の拡大

- ・ 小企業の研究開発費増加を促進するために、シンガポール国内で行われる研究開発費について、30万Sドルを上限として250%の税額控除を行う。現在の事業に関連しない研究開発費用も対象となる。
- ・ 本件に伴い、現在の研究開発インセンティブである Research and Development Tax Allowance (RDA) は賦課年度2011年から適用せず、Research and Development Incentive for Start-up Enterprises (RISE) は賦課年度2011年で運用を停止する。

#### (C1-2) 知的財産の買収についての控除の拡大

- ・ 知的財産の買収について、現状100%の税額控除が認められているが、これに150%を追加し、計250%の税額控除を行う。

#### (C1-3) 知的財産の登記についての税額控除の拡大

- ・ 企業が知的財産を登録し、自らの知的財産を保護するのを支援するために、現在の特許登録時の費用についての税額控除に加え、商標、デザイン、植物種の登録費用も税額控除の対象とする。現状100%の税額控除が認められているが、250%の税額控除に拡大し、対象となる費用の上限を30万Sドル（約1,950万円）とする。

#### (C1-4) シンガポール国内におけるデザイン業務への投資についての税額控除の拡大

- ・ 企業が国内・海外市場向けに、さらに新商品、新しい工業デザインを創造することを促進するために、シンガポール国内で行われるデザイン業務に関する費用について、250%の税額控除を適用し、対象となる費用の上限を30万Sドル（約1,950万円）とする。本インセンティブは Design Singapore Council が管理する。

#### (C1-5) 自動化のための機器・ソフトウェアへの投資についての控除の拡大

- ・ 生産工程を自動化するための機器・ソフトウェアへの投資を促進するために、250%の Capital Allowance を適用し、対象となる費用の上限を30万Sドル（約1,950万円）

とする。本インセンティブは Design Singapore Council が管理する。また、対象となる自動化機器・ソフトウェアの範囲を拡大し、幅広い産業が恩恵を受けられるようにする。

#### (C1-6) 労働者の訓練費用に対する税額控除の拡大

- ・ 雇用者が従業員の技能を向上させる訓練を行うことを促進するために、認定された訓練について 250%の税額控除を行う。本控除は、WTS および他の WDA (=Singapore Workforce Development Agency) が提供するプログラムによる訓練のサポートに加えて、本控除が与えられることとなる。

#### (C1-7) 現金給付への変換

- ・ 30 万 S ドル (約 1,950 万円) を対象とした「『生産性・技術革新』税額控除 (Productivity and Innovation Credit)」を税金のかからない 2 万 1,000 S ドル (約 136 万 5,000 円) の現金給付に変換することを認める。本件、金額としては小さいが、ビジネスの初期段階で課税所得が少ない企業にはメリットがある。

### (C2) 国家生産性ファンド 【新設】

- ・ 国家生産性ファンド (National Productivity Fund [=NPF]) を創設する。本ファンドは特定産業、クラスター、企業にカスタマイズした無償資金を供与し、生産性向上を図る。政府は 20 億 S ドル (約 1,300 億円) を本ファンドに投下する予定。

#### (C2-1) 建設産業イニシアチブ

- ・ 上記ファンドのうち 2 億 5,000 万 S ドル (約 163 億円) を建設業の生産性向上のために利用する。これにより公共事業、ビル建設等の分野でシンガポールの地場建設業が技術を高めるのを支援する。

### (D) 外国人労働者雇用税の引き上げ

- ・ 徐々に外国人労働者雇用税を引き上げることで、企業の技術革新を支援する。外国人労働者雇用税の引き上げは慎重に行う予定。2010 年に引き上げを開始し、2 年間でさらに引き上げる。外国人雇用比率 (ワークパーミット [=単純労働者] 及び S パス保有者 [=半熟練労働者] の比率) に変更はない。
- ・ 第一ステップとして、2010 年 7 月 1 日に 10~30 S ドル引き上げる。その後、2011 年、2012 年にも引き上げを行い、製造業とサービス業については、トータルで平均 100 S ドル引き上げる。建設業については、生産性の向上が確認できれば、引き上げ額をさらに大きくする。
- ・ また、2010 年 7 月から S パス保有者の雇用税を現在の 50 S ドルから 100 S ドル、200 S ドルの 2 つの分類に分けて引き上げる。さらに、2012 年 7 月には 150 S ドル、250 S ドルまで引き上げる。

**(E) ビジネス再編のサポート****(E1) 買収コスト支払のための控除**

- ・ 認定された M&A を対象に、買収コスト負担軽減のために以下の控除を導入する。
- ・ 認定された M&A の 5%の額が対象。控除は 500 万 S ドル（約 3 億 2,500 万円）が上限、5 年間で計上する。

**(E2) 非上場株の買収に関わる印紙税の免除**

- ・ 認定された M&A における非上場株の買収に関わる印紙税を 2010 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日まで 20 万 S ドル（約 1,300 万円）を上限として免除する。（上場株買収に関する印紙税は現在免除されている。）

**(F) 土地の生産性の向上****(F1) 土地集中控除の導入 【新設】 （略）****2. 国際的な競争力のある企業の育成****(A) パートナーシップを通じた能力の構築****(A1) 能力変革のためのパートナーシップ (Partnerships for Capability Transformation= [PACT]) 【新設】**

- ・ これまで、多国籍企業とシンガポールの地場企業の間を強化し調達力を高める施策 (Local Industry Upgrading Programme [=LIUP]) を実施してきたが、さらに製造等の分野まで包含した施策を展開する。詳細については 2010 年 5 月に発表する。

**(A2) 商工会議所の活動をサポート （略）****(A3) 中小企業の若手人材の雇用・育成をサポート （略）****(B) 研究開発に関する施策****(B1) 国家研究ファンドの増額**

- ・ 国家研究ファンド (NRF) に 15 億 S ドル（約 975 億円）を追加拠出する。

**(B2) 民間部門の研究開発活動の促進**

- ・ 民間部門の研究開発支出は、現在の GDP の 2% から 5 年後には 2.5% に増加する見込みである。今回導入する「『生産性・技術革新』税額控除 (Productivity and Innovation Credit)」に加え、中小企業向けの革新支援策、によりシンガポールはアジアの中で最も研究開発に強い国になる。

**(B3) 公的部門・民間イノベーション・パートナーシップの促進 【新設】**

- ・ 4 億 5,000 万 S ドル (292 億 5,000 万円) を投じて、公的部門・民間イノベーション・パートナーシップを推進する。アーバン・モビリティ、持続可能な環境、エネルギー安全保障、の分野で中長期のソリューションを目指す。公的部門が技術のロード・マップ情報を民間部門と共有する。

**(C) 成長のためのファイナンスへのアクセスの改善****(C1) エンジェル投資家に対する税額控除スキーム**

- ・ 10 万 S ドル (約 650 万円) 以上を投資する適格エンジェル投資家 (※) については、投資株式を 2 年保有する場合、投資額の 50% の税額控除を行う。毎賦課年度の控除額上限を 50 万 S ドル (約 3,250 万円) とする。

※注：エンジェル投資家＝ベンチャー育成のため資金提供や経営アドバイスなど支援を行う個人投資家。

**(C2) 共同投資による成長のための資本供給**

- ・ 創業に成功し、成長のための資金が必要な企業に対して、政府は成長のための資本を準備する。15 億 S ドル (約 975 億円) のファンドを形成し、うち半分を民間投資家資金でまかなう。

**(D) グローバル・ビジネス・ハブとしての役割の強化****(D1) 開発・拡大インセンティブ・スキーム 【延長】**

- ・ シンガポール国内に登録する法律事務所に対し 10% の法人税を適用する制度を 2010 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日まで延長する。

**(D2) 金融サービスの促進 【強化】**

- ・ 金融機関に対する税制を簡素化する。

**(D3) 運輸ハブ機能の強化 【新設および強化】**

- ・ シンガポールを国際海運センターとして一層発展させるために以下を行う。
  - a. 2010 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日まで、船舶ブローカー (ship brokers) と forward freight agreement traders に 10% の法人税率を適用する。(注：シンガポールの通常の法人税率は 17%。)
  - b. 船舶ファイナンス・インセンティブ (Maritime finance incentive) を 2011 年 2 月 28 日の期限後、5 年間延長する。
  - c. 2010 年 7 月 1 日から、海運業における GST の免除の対象となる船舶の定義を拡大するとともに、GST 免除の対象となる物品・サービスを拡大する。

**(D4) GST コンプライアンス・コストの軽減 【新設および強化】**

- a. 輸入 GST 支払に伴うキャッシュ・フロー負担を軽減するため、認定されたビジネスに関する

る輸入 GST の延納スキームを導入する。これにより商品がシンガポールに輸入された時点では輸入 GST の支払が猶予され、少なくとも 1 ヶ月支払が延長される。新スキームは 2010 年 10 月 1 日に導入される。

- b. GST の計算についてのルールを簡素化し、支払日かインボイス日にする。これにより殆どの企業における管理コストが削減される。とりわけ小さな貿易会社にとっては、商品の届いた日やサービス提供日をフォローする必要がなくなるメリットがある。2011 年 1 月 1 日に実施する。
- c. GST 免税 (GST zero-rating) の対象となる海運業の船、物品、サービスの範囲を拡大する。2010 年 7 月 1 日から開始する。

## (E) その他の税制変更

### (E1) 運輸技術革新開発スキーム (Transport Technology Innovation Development Scheme [= TIDES+]) 【強化】

- ・運輸技術・環境にやさしい車の発展、実験プロジェクトをサポートするために、現在 2 年間となっている登録料や輸入関税の免除期間を 6 年に延長する。また、本スキームの対象となる車両の台数を 300 台から 1,300 台に拡大する。

### (E2) 環境にやさしい車に対するリベート (Green Vehicle Rebate) 【延長】

- ・現在、環境にやさしい車の新車の所有者のみが「環境にやさしい車に対するリベート」の対象となっている。二酸化炭素排出量の少ない車の使用を拡大するために、2010 年 7 月 1 日からは、環境にやさしい車の輸入中古車についても本リベートの対象とする。

### (E3) 芸能人に対する源泉税 【拡大】

- ・非居住者芸能人への支払いについての源泉税を 15% から 10% に軽減する。これにより主催者が国際的に評価の高い演目をシンガポールで興行しやすいようにする。10% の源泉税率は、2010 年 2 月 22 日から 2015 年 3 月 31 日まで適用する。

### (E4) 免税での海外からの酒類持ち込み 【拡大】

- ・現在、各 1 リットルに制限されている免税でのワイン、ビールの免税での持ち込みを、どちらか一方 2 リットルまで免税で持ち込み可能とする。合計の免税持ち込み量は 3 リットルとなる。

本レポートに関するお問い合わせ先  
 国際企画部 C I B グループ 北村広明  
 E-mail: hiroaki\_2\_kitamura@mufg.jp  
 TEL: (東京) 03-3240-7864

※ 本レポートは各種情報を取り纏めたものであり、信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが、完全性を保証するものではありません。実際の適用につきましては別途貴社顧問会計事務所等にご確認を頂きますようお願いいたします。